

A列	B列	C列	D列	E列	F列	G列	H列
行 番 号 ←	博物館の危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説 火災発生時の応急対応 詳細版 Ver.2.0 【シート6】 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター編集 Ver.2.0 ご利用の前にシート1（凡例）を必ずお読みください。★印は、文化財防災センターによる注記、再掲、関連項目などの情報を示しています。			文科省ガイドブックにおける主要項目の解説（抄録）	【参考情報】総務省消防庁が公開している資料より ★標記のうち、大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（平成31年）は、一定の大規模・高層の防火対象物を対象にしており、すべての博物館が対象になるわけではありませんが、中規模・小規模博物館の消防計画、危機管理マニュアルにも参考になる部分が多いと考えられるため、参考情報として抄録を掲載します。これについては凡例（シート1）のNo.5を必ずお読みください。	調査協力館危機管理マニュアル等を参考にした記載例 ★自衛消防の組織に関し、館内に本部隊と地区隊を編成している館、ないし複合ビルの他のテナント等とともに地区隊の一部となっている館がありますが、このG列では記載例に取り上げません。	その他の参考資料
	2	火災発生時の対応 関連項目：シート4（火災 事前対策）77行			基礎編p.36 ・日本では、毎年多数の火災が発生しています。主な出火の原因は放火及び放火の疑い、たばこ、コンロ、たき火、火遊び、ストーブなどです。 ・無理な消火活動をせずに、早期に避難誘導することが重要です。避難が遅れると火が回らなくても有毒ガスの煙などにより、多数の被害者が発生する可能性があります。初期消火とあわせて避難誘導を迅速に対応します。 ・煙による被害から身を守ることが重要です。火災がボヤなどの小規模な場合でも、有毒ガスが発生する危険性は非常に高く、炎による被害よりも煙による被害が重大です。避難誘導時には姿勢を低くしてハンカチや衣類の袖などで鼻と口を押さえ（水で濡らすとなおよい）、煙を吸わないように呼びかけます。 ・天井に火が移ったら消火器では消せませんので、すぐに避難します。避難の際には、災害時要援護者への配慮を行ないましょう。エレベーターは煙の通り道になるので、絶対使ってはいけません。 ・初期消火、避難誘導、通報、アナウンス等の訓練を実際の機器をつかって毎年必ず体験しておくことが何より重要です。		
3	火災発見時の措置			火災発見 基礎編p.36 <input type="checkbox"/> 煙や火災の発見 <input type="checkbox"/> 出火場所、出火の状況を確認	火災発見時の措置＞具体的な記述のポイント p.110（p.13） ▶火災発見時の活動要領を具体的に記載する（発見手段・手順）。 火災発見時の措置＞記述内容の解説 p.110 ▶テナント単位で導入されているセキュリティシステムに関する対策として、機密情報を収納している室など、防災センター勤務者にも解錠方法を教えることができないような場所で火災が発生した場合には、最終的な手段としてセキュリティゲートを破壊して開錠することも想定されるが、このような場所で火災が発生した場合の入室手段（解錠方法の伝達、破壊による開錠の可否等）について明確化する。		
4	人が発見した場合					火災の発見者は、以下の措置をとる。 <input type="checkbox"/> 大声で「火事だー!」と叫び、周囲に火災が発生したことを知らせ、応援を求め。 <input type="checkbox"/> 近くの自動火災報知設備の発信機を押して発報させる。 <input type="checkbox"/> 初期消火班等が到着するまでの間、自己の安全を確保した上で、消火器により初期消火を行う。 <input type="checkbox"/> 消防機関（119番）に通報するとともに、☆【防災センター、中央管理室、守衛室等】に出火場所、状況等を速報する。 <input type="checkbox"/> 火災発生現場に他の自衛消防隊員、関係者、来館者がいる場合は、上記の措置を分担して行う。 <input type="checkbox"/> ☆【通報連絡班等】は、火災の第一発見者から火災の連絡を受けたときは、消防機関への通報の有無を確認し、必要な場合、直ちに119番通報する。	東京消防庁における有人直接通報について（東京消防庁） https://www.fdma.go.jp/singl_kento/kento/items/kento112_13_sank05.pdf
5	<input type="checkbox"/> 大声で「火事だー!」と叫び、周囲に火災が発生したことを知らせ、応援を求め。						
6	<input type="checkbox"/> 近くの自動火災報知設備の発信機を押して発報させる。						
7	<input type="checkbox"/> 初期消火班等が到着するまでの間、消火器により初期消火						
8	<input type="checkbox"/> 119番通報するとともに、防災センター等に出火場所、状況等を速報						
9	自動火災報知設備が作動（鳴動）した場合			【★以下、総務省消防庁「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」の文言に準拠p.1, p.2】 1 出火場所の確認 自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の受信機又は副受信機により出火場所を確認する。 感知器が発報し、自火報が作動。受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て自火報作動場所を確認する。警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と一覧図を照合させる。 2 現場の確認 出火場所に至って、現場の状況を確認する。 (1) 受信機、又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示(放送設備、肉声、電話、無線等を用いて)して、作動した感知器の設置されている☆に行き、火災の有無を確認する。 (2) 火災を確認した隊員は、その場で「火事だー!」と2回叫ぶ。	自動火災報知設備が作動（鳴動）した場合 <input type="checkbox"/> 出火場所の確認 ☆は、受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て自動火災報知設備作動場所を確認する。警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と一覧図を照合させる。 (例) 「館内のお客様にお知らせします。こちらは☆です。ただ今、○階○付近の自動火災報知設備 感知器が作動しました。係員が現場を確認しておりますので、お客様は、次の非常放送にご注意願います。なお、発報にともない、エレベーターは自動停止しておりますので、停止した階で降りて下さい。また、防火扉など一部の防火設備が作動しておりますので、挟まれないようにご注意下さい。（2回繰り返す）」 【★必要に応じ、英語等での非常放送を行い、デジタルサイネージ等での表示を行う。】	★自動火災報知設備については東京消防庁をはじめとする多くの消防機関や関連企業がウェブに動画をあげて説明しています。「自動火災報知設備」で検索してください。	
10	<input type="checkbox"/> 感知器発報放送（自動放送、係員による館内アナウンス）						
11	<input type="checkbox"/> 出火場所の確認						
12	<input type="checkbox"/> 現場の確認（火災の有無の確認）						

13		非火災報放送（自動放送、係員による館内アナウンス）			<p>□ 非火災報と判明したあと非火災ボタンを押すと自動放送が流れる場合の館内アナウンス（例） 「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」 Attention, please! The alarm reported earlier was not caused by a fire. We are very sorry for the disturbance.</p> <p>□ 係員による館内アナウンス（例） 「こちらは☆です。館内の皆様へお知らせします。さきほど、館内の自動火災報知設備が発報しましたが、現場確認の結果、火災ではありませんでしたのでご安心下さい。ご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。引き続き、ご観覧くださいますようご案内いたします。」（2回繰り返す） 「なお、火災報知設備の作動にともない、エレベーターと一部の自動ドアが使用できなくなっております。また、防火扉など一部の防火設備が作動しております。係員が復旧作業を行いますのでしばらくお待ち下さい。」（2回繰り返す）</p> <p>□ 復旧時の館内アナウンス エレベーター、防火扉、防火幕、自動ドア（パニック・クローズ）、非常扉（パニック・オープン）の復旧が確認されたら案内放送をする。 「こちらは☆です。ただいま、エレベーター及び防火設備の復旧作業が終了し、通常の運用に戻りました。お客様には、大変ご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。」</p> <p>【★必要に応じ、英語等での案内放送を行い、デジタルサイネージ等での表示を行う。】</p>	
14		通報連絡、被害状況の把握・報告		<p>通報連絡> 具体的な記述のポイント p.110 (p.13) ▶ 消防機関や関係機関との通報連絡の活動要領を具体的に記載する。 ▶ マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。【注：この記述のポイントは、「事前対策」シートの「情報発信体制の整備」にも再掲しています。】</p> <p>通報連絡> 記述内容の解説p.110 ▶ 公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するか訓練が有効である。【★注：この項目はシート4（事前対策）の「教育訓練」にも再掲しています。111行】</p> <p>指揮命令体系> 活動要領例等 p.110 ▶ 防災センターは、災害確認後、消防機関へ通報するとともに、自衛消防組織の統括管理者に報告し、放送設備により必要に応じ館内周知する。・発災後も定期的に被害状況を確認するなど、情報収集活動に従事する必要あり。</p>		
15		消防機関への通報	<p>基礎編p.36 □ 消防署への通報。119 通信困難な場合には駆けつけ通報。</p>	<p>【★以下は、総務省消防庁 「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」の文言に準拠p.1, p.3】 3 消防機関への通報 電話等により、火災である旨を、消防機関へ通報する。 ① 所在・名称・目標 ② 出火階・出火場所 ③ 当日の宿泊者数 ④ 119 番通報は自火報が作動し、現場確認中である旨を付加する。</p>	<p>火災の発生が確認され次第、通報連絡班員は速やかに消防機関に119番通報する。通報は落ち着いて、必要な情報を伝えること。 □ 火事であること □ 所在・名称・目標 □ 出火階・出火場所 □ 火災の状況 □ 負傷者 □ 通報者の氏名と連絡先（電話番号） ※ 自動火災報知設備が作動し、現場確認中の場合はその旨を伝える。</p>	<p>119番緊急通報（総務省消防庁） https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/kyukyumusen_kinkyutuhou/119.html</p> <p>119番の正しいかけ方（総務省消防庁） https://www.fdma.go.jp/publication/materials/post11.html</p>
16		被害情報の把握、館内スタッフ・所轄部署への連絡				
17		防災用具・救急用品の準備と確認 関連項目：シート4（事前対策）105行			<p>□ 初期消火班はただちに初期消火に移れるよう、消火器、懐中電灯、マスターキー、無線機等を携行して出火場所に急行する。 □ 避難誘導班は委託事業者等への情報提供を行うとともに、来館者の避難誘導に取りかけられるようハンドマイク等必要機材を準備する。</p>	
18		勤務時間外の発災の場合→緊急参集可否の判断→緊急参集 関連項目：シート4（事前対策）31行			<p>休館日、夜間等、博物館職員の勤務時間外に火災が発生した場合、常駐警備員【ないし機械警備委託会社等】は、次の初動措置を講じる。 □ 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、緊急連絡網により速やかに連絡する。 □ 消火器及び屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。 □ 到着した消防機関に対し、火災の延焼状況、延焼物件、危険物の有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。</p>	
19		初期消火	<p>初期消火 基礎編p.36 □ 職員配置 □ 消火器、消火設備の確認 □ 初期消火の実施</p>	<p>▶ 初期消火班 消火器、屋内消火栓等を活用しての消火活動 1班あたり2人以上が適当。 目安：屋内消火栓使用可能人数以上p.60, p.108</p> <p>消火活動> 具体的な記述のポイント p.110 (p.13) ▶ 消火活動の活動要領を具体的に記載する。</p> <p>初期消火 消火器又は屋内消火栓により初期消火を実施する。【総務省消防庁 「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」p.1, p.2】</p> <p>消火器の正しい使い方 火災を大きくしないためにも、すばやく消火することが大切です。一般的には、炎が天井付近に達するまでは、消火器で消すことができます。万一のためにも消火器はいつでも使えるところに置いておきましょう。</p> <p>【★以下は動画「消火器の正しい使い方」（総務省消防庁）より転載 https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post2.html】 消火器の使用手順 1. 安全ピンを抜く 2. ホースをはずして火元に向ける</p>	<p>□ 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。</p> <p>□ 展示室、収蔵庫以外の広範囲は消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。 □ 通報連絡班は、消火活動状況、活動人員の確認を行う。 □ 消火器の使用 ・ 火元近くにできるだけ多く集め、連続して集中的に使用する。 ・ 安全ピン（黄色）を抜く。 ・ 消火器本体からホースを外し、火元に向ける。 ・ レバーを強く握り締め、消火薬剤を放射する。放射する際は、火の根本をねらって、手前から左右に揺るようにホースを動かす。 ・ 消火時は火元に近づき過ぎないようにする。炎や熱による火傷だけでなく、火災により発生した有毒なガスを吸ってしまう恐れがある。 ・ 天井に火が燃え移ったら、消火器での消火は困難。すみやかに避難する。その他、身の危険を感じた場合も、無理に消火しようとせず、直ちに安全な場所に避難する。 □ 屋内消火栓の使用 ・ 消火器で消火できないと判断した場合、最寄りの屋内消火栓を使用する。2人一組で、一人は開栓、一人は放水を行う。 ・ 起動ボタンを押す。 ・ 火元までホースを延長する。 ・ 開閉バルブを操作する。</p>	<p>消火器の正しい使い方（総務省消防庁） https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post2.html</p>

			<p>3. レバーを強く握る</p> <p>消火器の種類によっても異なるが、粉末消火器の放射距離は3mから8m程度。放射時間は15秒程度。</p> <p>放射する際は、火の根本をねらって、手前から左右に掃くようにホースを動かす。</p> <p>消火時は火元に近づき過ぎないようにする。炎や熱による火傷だけではなく、火災により発生した有毒なガスを吸ってしまう恐れがある。</p> <p>身の危険を感じた場合は、無理に消火しようとせず、直ちに安全な場所に避難する。</p>	<p>□ 初期消火が完了した場合、鎮火後にスプリンクラー設備を停止させる。</p> <p>□ 注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器で鎮火した場合も水をかけて完全に消火する。 ・ 煙に感わず無駄な注水をせずに、必ず火点を確認して注水する。 ・ 消火栓の場合は過剰注水による水損に留意する。 ・ 避難時期を失わないように常に退路を確保する。 ・ 煙等が発生している場合、煙による被害を防ぐため、喉や鼻を濡れタオルやハンカチで押えて活動する。 <p>□ 展示室、収蔵庫における火災ではガス消火設備を使用する。</p> <p>□ ガス消火設備（手動）の使用に関する記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操作箱（操作盤）の設置場所 ・ 防護区画内の出火を確認 ・ 防護区画内に人がいないか呼びかけ、確認 ・ 操作箱（操作盤）の開扉、退避を促す警報・放送の内容、起動ボタン ・ 放出遅延の時間（カウントダウン）、停止ボタンの使用方法 ・ 放出表示灯と立ち入り禁止の呼びかけ ・ ガスの放出、起動した人自身の退避 ・ 消防機関への連絡 	
20	<p>避難誘導</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）63行</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）44行</p>	<p>避難誘導の実施 基礎編p.37</p> <p>□ 職員配置</p> <p>□ 避難口、避難経路、誘導先の確認</p> <p>□ 避難誘導の実施</p> <p>□ 災害時要援護者への目配り</p> <p>□ 避難完了の確認</p>	<p>★[注：避難誘導に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）63行に掲載しています。]</p> <p>□ 総務省消防庁「防災・危機管理eカレッジ」>火災>5.火災発生時の行動></p> <p>天井に火が燃え移ったら、消火器での消火は困難です。すみやかに避難してください。服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難しましょう。</p> <p>火災でこわいのは煙による窒息死などです。煙は一酸化炭素などの有害ガスを含んでいます。服などに火が燃え移って焼死するよりも、煙を吸い込んで意識がなくなって死亡することが大変多くなっています。</p> <p>熱せられた煙はあっという間に部屋中に充満します。煙の中を逃げるときは、できるだけ姿勢を低くします。濡れタオルやハンカチで口をふさいで、煙を吸い込まないようにします。避難するときは、空気を遮断して炎の勢いを押さえるため、特にマンションなどでは出入り口のドアを閉めましょう。</p> <p>デパート、旅館、ホテルなどで火災にあったら、避難階段を使用して避難しましょう。エレベーターは危険です。非常口や避難経路を確認する習慣をつけましょう。火災が起きたときは、非常放送や係員の指示を聞いて落ち着いて行動しましょう。</p>	<p>□ 展示室、収蔵庫における火災ではガス消火設備を使用する。</p> <p>□ ガス消火設備（手動）の使用に関する記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操作箱（操作盤）の設置場所 ・ 防護区画内の出火を確認 ・ 防護区画内に人がいないか呼びかけ、確認 ・ 操作箱（操作盤）の開扉、退避を促す警報・放送の内容、起動ボタン ・ 放出遅延の時間（カウントダウン）、停止ボタンの使用方法 ・ 放出表示灯と立ち入り禁止の呼びかけ ・ ガスの放出、起動した人自身の退避 ・ 消防機関への連絡 	<p>防災・危機管理eカレッジ</p> <p>https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/</p>
21	<p>避難、臨時閉館（臨時休館）の判断【本部】</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）41行</p>	<p>基礎編p.36</p> <p>< 避難・閉館の判断 ></p> <p>□ 火災状況をもとに館内関係者で協議</p> <p>□ 避難や閉館の決定</p> <p>実践編p.22の表6, p.74（ひな形9 閉館および退避の基準）</p>		<p>□ ☆【管理権原者、館長等】の判断により、状況に応じて自衛消防隊本部を設置し、各職員は自衛消防隊として各班長の指示のもとで定められた任務を行う。なお、被害が甚大であり、災害対策本部が設置されたときはこれをもって代える。</p>	
22	<p>避難経路の確保、避難口の開放</p>			<p>□ 避難経路の確保</p> <p>避難経路上に避難誘導上支障となるものがある場合は、速やかに除去する。</p> <p>□ 避難口の開放</p> <p>自動ドアや非常出入口等の避難口を開放する。【★通常常設しているドアもあるし、自動ドアの場合は手動で開ける必要がある。その場合は避難口の開放の仕方を記す】</p>	
23	<p>避難誘導</p> <p>館内アナウンス（非常放送）、呼びかけ</p>	<p>基礎編p.37</p> <p>< 火災発生、避難開始等のアナウンス ></p> <p>□ 館内への避難誘導</p>	<p>総務省消防庁 防災・危機管理eカレッジ>一般の方向け>自助>避難>火災からの避難（8:02～）</p> <p>https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/cat65/cat64/cat34/1-20.html</p> <p>「次に火災からの避難です。</p> <p>天井に火が燃え移ったら、消火器での消火は困難です。すみやかに避難してください。服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難しましょう。火災でこわいのは煙による中毒死、窒息死などです。煙は一酸化炭素などの有害ガスを含んでいます。服などに火が燃え移って焼死するよりも、煙を吸い込んで意識がなくなって死亡することが大変多くなっています。</p> <p>熱せられた煙はあっという間に部屋中に充満します。煙の中を逃げる時は、できるだけ姿勢を低くします。濡れタオルやハンカチで口をふさいで、煙を吸い込まないようにします。避難する時は、空気を遮断して炎の勢いを押さえるため、特にマンション等は出入り口のドアを閉めましょう。</p> <p>デパート、旅館、ホテルなどで火災にあったら、避難階段を使用して避難しましょう。エレベーターでの避難は危険です。非常口や避難経路を確認する習慣をつけましょう。火災が起きたときは、非常放送や係員の指示を聞いて落ち着いて行動しましょう。」</p> <p>【★以下は、総務省消防庁「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」の文言に準拠p.2, p.3】</p> <p>情報伝達</p> <p>【在館者】に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示する。</p> <p>1) 放送設備が設置されている場合には、当該設備を使用し非常放送を行う。</p> <p>放送文例は概ね次のとおりとするが、ホテル等の独自の放送文例がある場合にはそれによることとする。</p> <p>なお、放送は2回繰り返すこととし、放送の間に適宜、警報音を挿入させること。</p> <p>「○○階○○で火災が発生しました。お客様は、従業員に指示に従って避難して下さい。（繰り返します）」</p> <p>2) 火災である旨が一斉に伝達される電話機(非常用構内通報機)等が設置されている場合には、当該電話機等を使用し、(1)の文例に準じて宿泊客に火災である旨を知らせる。</p>	<p>□ 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。出火場所により通常の避難経路を使用できない場合もあるため、館内スタッフ間で情報を共有しつつ安全な経路を選択する。</p> <p>□ 上階及びその直上階の者を優先して避難誘導に当たる。</p> <p>□ エレベーターによる避難は原則として行わない。</p> <p>□ 屋上への避難は原則として行わない。</p> <p>□ 避難誘導班員の配置は、避難口、展示室・事務所の出口、通路の曲がり角、階段やスロープの入り口等とする。また、忘れ物等のため再び入る者のないように万全を期する。</p> <p>□ 避難誘導に当たっては、拡声器（メガホン）、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止（パニック防止）に留意し、安全な場所に避難させる。スロープ、階段、出入口付近では、転倒などによる2次災害が考えられるので、「押しつたりしないで、落ち着いて避難してください。」などと呼びかけて誘導する。（放送設備がある場合は、設備を活用して避難誘導を行う。）</p> <p>□ 非常放送の例「こちらは☆です。館内の皆様にお知らせします。○○階○○で火災が発生しました。お客様は、係員の指示に従って避難してください。エレベーター・エスカレーターは使用しないでください。☆の階段を使用してください。落ち着いて避難してください。」（放送は2回繰り返すこととし、放送の間に適宜、警報音を挿入させる。）【館独自の放送文例がある場合にはそれによる。】</p> <p>□ 呼びかけによる誘導例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（室内誘導員）「こちらから外に避難してください。」「煙を吸わないよう姿勢を低くして避難してください。」「ハンカチや袖で口元を覆い、煙を吸わないよう注意してください。」「 ・（屋外誘導員）「こちらへ避難してください。」「 <p>□ 館内スタッフの避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無線連絡、館内放送をもとに出火場所及び避難経路を判断し、安全な出口から避難する。 ・ 怪我や急病等により取り残される職員、館内放送が聞こえない場所にいる館内スタッフがいないか確認し、呼びかけを行うなどして、速やかに避難する。防災用具の搬出担当者はできる限りセットの持ち出しを行う。 <p>□ 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の伝達を行う。</p> <p>「☆階の皆様は十分時間があります。落ち着いて避難してください。」「</p>	<p>避難の一般的な注意（総務省消防庁 防災・危機管理eカレッジ）</p> <p>https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/cat65/cat64/cat34/1-20.html</p>

24	エレベーター閉じ込め・逃げ遅れの確認と対応、避難完了の確認・報告			<input type="checkbox"/> エレベーター内に閉じ込められた人がいないか、インターホンで確認する。 <input type="checkbox"/> 避難誘導班員が退避するときは、館内各室やトイレ等に人が残っていないか、怪我や急病等により取り残されたものがないか、大きな声で呼びかけを行いながら確認し、取り残された者がいたら安全な場所まで誘導を行う。例「外に避難します。誰かいますか」 <input type="checkbox"/> 避難終了後、☆は、速やかに人数確認やヒアリングを行い、負傷者及び逃げ遅れた者の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> 収集した情報及び被害状況を記録し、自衛消防隊長及び消防機関へ報告を行う。	
25	災害時要援護者（要配慮者）対応 関連項目：シート4（事前対策）43行	<p>【★再掲：要援護者への対応に係る地震と風水害の事前対策】 基礎編p.21 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の方への配慮 災害時要援護者とは必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）のことです。災害時には優先的に安全確保ができるよう配慮する必要があります。イギリスのV & A美術館には30カ国語に対応できるようにスタッフが揃っており、通常の接客のみならず、災害発生時にも役立つようにしています。外国人の訪れる機会が多い博物館では日本語だけでなく英語等によるアナウンスなどの配慮が必要です。また視覚障害者の方、聴覚障害者の方は、避難誘導のときに身振りや手振りにより避難口を示す、手や腕を取って誘導する配慮も必要です。足が不自由な方、車椅子の方の避難のサポート方法についてもあらかじめ話し合っておきましょう。</p> <p>基礎編p.65 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者への配慮 災害時は停電、避難などさまざまな事態が想定されます。来館者は外国人や障害者、妊婦、高齢者、子どもなどさまざまな方がいる事が考えられます。災害時には、災害時要援護者に対する特別な配慮ができるよう、マニュアルを整備し、必要な設備や物品をそろえ、職員に対する講習会などを行なう必要があります。</p> <p>地震／実践編p.46 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者への対応 日本語だけでなく、外国語による情報発信も必要です。自館内だけでなく、立地によっては外にも災害情報の発信が必要です。</p>	<p>火災に特有の内容>具体的な記述のポイント p.110 ▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。 ▶自力避難困難者の避難行動支援について記載する。</p> <p>地震に特有の内容>具体的な記述のポイント p.117 (p.16) ▶自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介護要員を指定し記載する。</p> <p>活動要領例等 p.110 ▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援護者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である（掲示、案内パンフレットへの記載等）</p>	<input type="checkbox"/> 避難に関する命令伝達は、視覚障害者、外国人、高齢者等を考慮し、放送設備等を使用して行う。 <input type="checkbox"/> 負傷者、身体に障害のある方など階段での避難が困難な来館者がいる場合は、その避難経路・避難順位に留意するとともに、担架や車椅子など避難に必要な用具を準備する。サポートする自衛消防隊員が不足した場合は、直近の関係者や来館者の協力を得る。	<p>災害時要援護者対策（内閣府防災情報のサイト） https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/index.html</p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインリーフレット（総務省消防庁） https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインの関係通知等（総務省消防庁） https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</p>
26	安全防護措置（区画の形成等）		<p>安全防護措置>具体的な記述のポイント p.110 (p.14) ▶安全防護措置（防火戸・シャッター、排煙口等の操作、危険物・漏洩ガス等の応急防護措置、活動上支障となる物件等の除去等）の活動要領を具体的に記載する。</p>	<p>安全防護班は以下の活動を行う。 <input type="checkbox"/> 排煙口の操作 <input type="checkbox"/> 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖 <input type="checkbox"/> 火及び煙の拡散を防ぐため空調設備を停止 <input type="checkbox"/> 火災発生現場付近に危険物等消防活動の支障となる物件がある場合、速やかに除去 <input type="checkbox"/> 危険物、漏洩ガス、火気使用設備、電気設備等に対する応急防護措置 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備等の放水による水損の防止措置（制御弁の閉鎖等） <input type="checkbox"/> 危険箇所からの防護等の応急対応に努めるとともに、危険箇所には立ち入り制限を行う。立ち入り制限区域を設ける場合は、これを☆に連絡する。 <input type="checkbox"/> 搬出すべき重要物品を危険区域外に搬出確保【★ふんぼう注 重要物品の搬出を安全防護班が担う場合の記述です。】 <input type="checkbox"/> 搬出された重要物品の水損防止、盗難防止、延焼防止【★ふんぼう注 重要物品の搬出を安全防護班が担う場合の記述です。】</p> <p><input type="checkbox"/> 近接する施設等から火災が発生し、自衛消防隊長が延焼を阻止する必要があると判断する場合、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内で自衛消防活動を実施する。</p>	
27	救出救護、応急救護 関連項目：シート5（地震 応急対応）41行	<p>救急救助 基礎編p.36 <input type="checkbox"/> 職員配置 <input type="checkbox"/> 救急資器材、AEDの確認 <input type="checkbox"/> 救助救急の実施（周囲の人の協力を求める） <input type="checkbox"/> 病院への連絡、搬送</p>	<p>【★注：消防計画作成ガイドライン（平成31年）において「救出救護」は「落下物・転倒物や閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護」（p.38）、「救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に関わる措置」（p.60）とされています。このうち「救護」は、「応急救護」ないし「応急手当」とも呼ばれています。 同ガイドラインにおける救出救護、応急救護に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）41行に掲載しています。】</p>	<input type="checkbox"/> 救護室等、消防隊の活動に支障のない安全な場所に応急救護所を設置する。 <input type="checkbox"/> 救護班は、負傷者等の救出救護、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者等を病院に搬送できるよう適切な対応をとる。 <input type="checkbox"/> 自分の身に危険を感じるような場合は、自らの安全の保全を考えて行動し、決して無理な救助活動を行わない。 <input type="checkbox"/> 負傷者等の所属、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送先の医療機関、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録して、救急隊に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 負傷者等の搬送先の医療機関を☆（本部、自衛消防隊長等）及び所轄課に報告するとともに、必要があれば負傷者等の連絡先に連絡する。	
28	消防機関への情報提供・案内		<p>消防機関への情報提供・案内>具体的な記述のポイント p.111 (p.14) ▶現着する消防機関への情報提供や案内の活動要領を具体的に記載する。 ▶消防機関と自衛消防組織との指揮調整方法、消防機関指揮本部の設置場所（防災センター等）を記載する。</p> <p>【★以下、総務省消防庁「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」の文言に準拠p.5】 ▶消防隊への情報提供 1) 消防隊に対し、概ね次の内容を提供させる。 ・ 出火場所「〇階の〇〇」 ・ 避難の状況「〇～〇階の避難状況は〇〇です」 ・ 自衛消防隊の活動状況「自衛消防隊は〇～〇階の避難誘導と消火活動を行っています。」 2) 防災センターでは、前[1]のほか消防防災設備の作動状況、その範囲等についても情報を整理、一元化して併せて報告する。</p>	<input type="checkbox"/> 到着した消防隊を誘導するとともに、出火場所・延焼状況・避難状況（逃げ遅れている者の有無等）・危険物の有無などの情報を提供する。	

29	<p>臨時閉館（臨時休館）及びチケットの取扱いに関するアナウンスと対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）45行</p>	<p>基礎編p.37 □ チケット扱い等のアナウンス</p> <p>実践編p.22 閉館中に災害が発生した場合、チケットの払い戻しについても検討する必要があります。一律チケットの払い戻しを行う、要請のあった来館者だけ払い戻しを行う、優待券を配る等対応をあらかじめ検討しておきましょう。</p>		<p>□ 火災が発生した場合、☆〔管理権原者、館長等〕は、被害の状況、安全確認の結果、復旧に要する時間等を踏まえ、引き続き開館するか、又は臨時閉館（臨時休館）するか、関係職員と協議し決定する。</p> <p>□ 引き続き開館する場合、☆〔管理権原者、館長等〕は、関係職員と下記について協議し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開館時間の延長について ・ 退館させた入館者に対する入館料の補償（無料観覧券の配布） ・ 職員及び関係者への情報伝達並びにウェブサイト等における広報 ・ 報道機関への対応 <p>□ 臨時閉館が適当と判断された場合、☆〔管理権原者、館長等〕は、関係職員と下記について協議し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時閉館（臨時休館）の期間 ・ 退館させた入館者に対する入館料の補償（無料観覧券の配布） ・ 職員及び関係者への情報伝達並びにウェブサイト等における広報 ・ 報道機関への対応 	
30	<p>博物館資料に被害が発生するおそれがある時、ないし被害が発生した時の対応</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）71行 関連項目：シート4（事前対策）50行</p>	<p>基礎編p.37 □ 職員配置</p>			
31	<p>展示資料及び収蔵資料の被災状況の確認、記録、報告</p>	<p>基礎編p.37 □ 資料の被害詳細調査の実施。業者等も交えた目視点検</p>		<p>□ 火災が鎮火し、来館者及び館内スタッフの安全が確保されたのち、担当者は以下の対応を行う。</p> <p>展示室・収蔵庫・一時保管庫・屋外展示等の被害状況を点検・確認し、被災場所及び被災資料の写真撮影、被災資料のリスト作成等の記録を行う。</p> <p>上司等に報告をする。</p> <p>【★関連項目：勤務時間外の被災状況の確認を行う体制 シート4（事前対策）31行「勤務時間外の緊急参集基準」】</p> <p>□ 展示資料及び収蔵資料の被災状況の確認、記録、報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通電しているかどうかを確認する。 ・ 停電で空調が止まっている場合は、展示室、収蔵庫の開閉は最小にする。 ・ 展示室、収蔵庫で博物館資料等の点検を開始する。ただし、被害が甚大で館内での作業に危険が伴うおそれがある場合は、入室等について上司の指示を待つ。 ・ 最低2人一組で行動する。 ・ 持ち物：ヘルメット、マスク、懐中電灯、白手および軍手、カメラ、筆記用具 ・ 博物館資料に損傷があった場合、点検シート等に状態をメモし、写真を撮影する。 ・ 基本的に博物館資料は現状維持とし、動かさない。ただし水損やガラスの破損等により、後の対応に支障が出ることが予想される場合、写真撮影後すぐに対応する。 ・ それぞれの点検結果を事務室等に持ち帰り、上司に情報を集約する。 	
32	<p>二次災害に備えた展示資料及び収蔵資料への対応</p>			<p>□ 二次災害（停電、盗難等による被害）に対する対策をとる。</p>	
33	<p>セキュリティの確保</p>			<p>□ セキュリティの確保</p> <p>盗難防止のため警戒する。警備員は館内の出入口、館内、館の周囲等で警備を実施する。停電等により機械警備ができない場合、館内スタッフや委託会社による有人警備を強化する。場合によっては関係者の了解を得た上で資料をより安全な別の場所に移動する。</p> <p>□ ドアの閉鎖</p> <p>臨時閉館する場合、展示室から来館者を外に誘導後、ドアを閉鎖する（室温への影響を最小限にするため及びセキュリティ確保のため）</p>	
34	<p>資料の保護と緊急避難</p>	<p>資料対応（延焼に備えた作品の緊急避難）基礎編p.37 □ 資料対応資器材の確認 □ 資料作品の退避、収蔵室への移動等</p>		<p>□ 展示室で展示されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の連絡を受け、博物館資料に被害が及ぶと予想される場合は、担当職員を中心とし、身体に危険のない範囲で安全が確保できる場所に搬出する。 ・ 消火が難しい場合は、水損してはいけない作品、脆弱な作品を優先して展示室より搬出する（あらかじめリスト化しておく）。 ・ 展示ケースのセキュリティを解除し、鍵で扉を開錠する。 ・ 展示ケースから搬出するための準備を行う（固定具を外す）。 ・ 二次被害等に十分留意して救出する。 ・ 鍵の開錠、作品の取り扱いについては、必ず2名以上で対応する。 ・ 救出経路については出火場所に応じて臨機応変に対応することとするが、火勢が強く展示室への延焼の恐れがある場合は概ね次の通りとする。 ・ 展示中にバックヤード側から出火した場合、☆側に移動することを原則とする。 ・ 展示中に上記と逆の方向から出火した場合、原則として展示室内に残置する。延焼が危惧される場合のみ☆に搬出する。 <p>□ 収蔵庫に保管されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵庫内に保管されている重要な博物館資料については、火災による延焼が危惧される場合のみ、搬出するものとする。それ以外であれば収蔵庫を開閉しないこと。 ・ 緊急避難が必要との判断は館長または☆が行う。搬出する判断がなされた場合は、二次被害等に十分留意して☆課のメンバーで救出する。 	

					<input type="checkbox"/> すべての災害に共通する記載例 ・可能な範囲で博物館資料の保護を行い、安全な場所に移動させる。 ・保護や移動に先立って承諾を得る必要があれば、連絡をとる。【★関連項目：このシート★行】 ・移動した博物館資料の二次災害（盗難など）からの安全確保につとめる。 ・施設に被害があった場合、また被災後の長期の停電等により収蔵庫・展示室の温湿度が管理できなかった際、対策を講じる。 <input type="checkbox"/> 館に保存修復の専門職員がいる場合の記載例／歴史博物館・美術館 ・常設展示室 館の専門職員が応急手当をすれば展示継続可能な博物館資料は、損傷が進まないように、安全な場所に移し、安全を確保する。その後、保存担当、展覧会担当などを中心として手当する。専門家の処置が必要（展示継続不可能）な博物館資料は、後日の処置を待つ間の安全を確保するために、最低限の移動と手当をする。 ・企画展示室 展覧会に付随してクーリエかエキジビジョン・コンサバターがいる場合はなるべく早く連絡し、報告し指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、状況によって、館の専門職員が最低限の安全確保を目的に手当する。クーリエ等がおらず、学芸員の応急手当をすれば展示継続可能な博物館資料は、展覧会主催者、所蔵者に連絡をし、後日の処置を待つ間の安全を確保するために、学芸員が最低限の移動と手当をする。 ・収蔵庫 館の専門職員で応急手当が可能な博物館資料→損傷が進まないように、安全な場所に移し、安全を確保する。その後、保存担当、展覧会担当などを中心として手当する。 専門家の処置が必要な博物館資料→後日の処置を待つ間の安全を確保するために、最低限の移動と手当をする。
35	被災した展示資料及び収蔵資料への応急処置	基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 資料の復旧措置		<input type="checkbox"/> 現状把握とそれに基づいた応急手当等の検討と処置 ・館の専門職員で対応できるレベルの損傷か、後日専門家による修復が必要な博物館資料かどうかを把握した後、何を優先して対応するべきか館内で検討する。 ・必要に応じて、保存担当、展覧会担当等を中心に対処する。複数人で対応にあたり、写真を撮影する。	
36	関係者への連絡			<input type="checkbox"/> 関係者への連絡 関係機関、所轄課、共催者、所蔵者、寄贈者、寄託者、作家等に連絡する。場合によってはこれらの関係者に対応を相談する。	
37	共催者、所蔵者、寄贈者、寄託者、作家等	基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 資料作品の作家、寄贈者への状況連絡			
38	災害復旧等の活動との調整			<input type="checkbox"/> 災害復旧等の活動との調整 事業再開時には、火気使用設備、器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。 【★再掲：風水害に係る応急対応 75頁以下】 <input type="checkbox"/> 災害復旧等の活動との調整 ・各所の異常の有無を点検しながら最終的な被害調査を行い、記録をとるとともに報告を行う。 ・固定または撤去したものを復旧する。 ・清掃を行う。 ・必要な場合、専門業者へ修理等依頼の連絡を取る。	
39	鎮火の館内アナウンス			<input type="checkbox"/> 消火活動により鎮火した場合 「こちらは☆です。館内の皆様へお知らせします。先ほど☆階 ☆階 で火災が発生しましたが、消火活動により消し止めることができました。ただいま係員が安全の確認を行っております。お客様には、大変ご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。 なお、自動火災報知器の作動にともない、エレベーターと一部の自動ドアが使用できなくなっております。また、防火扉など一部の防火設備が作動しております。係員が復旧作業を行いますのでしばらくお待ち下さい。」（2回繰り返し） 【★必要に応じ、英語等での案内放送を行い、デジタルサイネージ等での表示を行う。】	
40	再開館の判断、発信、実施				
41	記録の作成、共有、保存			<input type="checkbox"/> 記録の作成、共有、保存 ・対応した職員のコピーや各種記録等をもとに、危機発生時からの対応等について所定の記録票に記録する。 ・記録票は全職員で内容を共有し、保存し、今後の事前対策や応急対応の改善に活用する。	
42	情報発信 関連項目：シート4（事前対策）116行		【★再掲：情報発信に係る事前対策】 通報連絡＞具体的な記述のポイント p.110 ▶マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。	【★関連項目：情報発信に係る事前対策 シート4（事前対策）116行】	